

1 支部や分会の機関紙でも、選挙に直接ふれなければ、通常おこなっている要求と政党や候補者とのかわりを宣伝することはできません。

候補者や各政党が、私たちの要求にどのような態度をとってきたのか、どのような政策をにかけているのかなど、労働組合の立場から、機関紙などで職場にひろげましょう。



2 国公労新聞、単組機関紙（第3種郵便物）で月3回以上、定期的に配布はできます。

それらを使って大いに職場討議をしましょう。ただし街頭での配布や戸別配布はできません。

4 電話による投票の依頼は自由になります。



6 はがき、手紙による投票の依頼も自由になります。

選挙事務所にある「選挙はがき」を出すことができます。また自筆の手紙で、私用のついでに投票依頼することもできます。



7 後援会への加入やカンパ活動も自由になります。

後援会に加入することができます。しかし、国家公務員は役員になることはできません。カンパに応じるのはさしつかえありません。



21世紀の日本の進路を決めるのは 主権者である私たち一人ひとり。 公示後でもできる活動のとりくみを

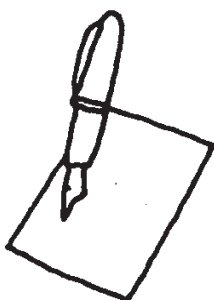
3 個々面接による投票の依頼ができます。

知人や友人など、たまたま会った人に投票を依頼することは自由です。



5 演説会に参加し、政策への理解を深めましょう。

個人演説会、政談演説会などに自ら聴衆として参加することはもちろん、友人・知人を積極的に誘うことも自由になります。



① レジヤールや買物など、私用で投票日に投票できない場合。
② 不在者投票は、公示の日からできます。
③ 告示日前に、他の区市町村へ転居された方は、原則として転居前の区市町村で投票することになります。くわしくは選挙管理委員会に問い合わせましょう。

当日投票できない人は不在者投票を